## 採択文(再作成)

## 意見案第 3 号

## 高等教育段階における学生等への経済的支援の充実を求める意見書

少子高齢化などの社会の急激な変化の中で、我が国が引き続き成長・発展を持続するとともに、個々人が豊かな人生を 実現していくためには、一人一人の能力や可能性を最大限引き出し、付加価値や生産性を高めていくことが不可欠である。そ のためには、世代を超えて、全ての人たちで若者を支えることにより、家庭の経済状況などにかかわらず、意欲と能力

のある全ての若者が質の高い教育を受ける必要があり、我が国の成長・発展と個々人の豊かな人生の二つの価値を実現す

るためには、未来への先行投資である教育の充実が何よりも重要である。

そもそも、日本国憲法は、全ての国民は「その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」ことを明記してい るところであり、この憲法の規定を受け、教育基本法において、国等に対して、「能力があるにもかかわらず、経済的理由

によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。」と定め、教育の機会均等を確保することを規定

しており、さらには、昨年1月に施行された「子供の貧困対策の推進に関する法律」の趣旨も踏まえると、経済的に困難 な状況にある者に対して、教育面も含めた支援の一層の充実が求められているところである。 よって、国においては、OECDに加盟する多くの国で大学授業料の無償制度や給付型奨学金制度が導入されている現

ことなどがないよう、次の措置を講ずるよう強く要望する。 記

- 1. 教育を受ける機会を保障するという奨学金の本旨に基づき、無利子奨学金をより一層充実させること。
- 2. 諸外国の例や我が国の雇用の実熊等を勘案し、返済月額が卒業後の所得に連動する、より柔軟な所得連動返還奨学 金制度の導入を着実に進めること。

状なども踏まえ、意欲と能力のある学生等が、学校種の別、設置者の別にかかわらず、高等教育段階への進学を断念する

- 3. 高校生を対象とした給付型奨学金制度を拡充するとともに、先進諸国では、ほとん どの国で給付型奨学金制度が 実施されていることを踏まえ、制度対象者や受給基準等を検討した上で、大学生等を対象とした授業料減免制度の 拡充や給付型奨学金制度の 早期創設を図ること。
- 4. 学び直しへの対応や海外留学、大学院生などへの経済的支援のあり方について、早 急に検討を進めること。

平成 25 年 12 月 10 日

以上、地方自治体法第99条の規定により提出する。

衆 議 院 議 長・参 議 院 議 長・内閣総理大臣・財務大臣・総務大臣・文部科学大臣 各通

北海道議会議長 遠 藤 連